

平成24年度第1回大竹市地域自立支援協議会開催議事録

○開催日時 平成24年7月24日(火) 18時30分～20時15分

○開催場所 市役所 1階会議室

(18:30分開会)

◆次第2. 協議事項

(1) 大竹市障害福祉に関する報告

① 大竹市第3期障害福祉計画について

(事務局) 昨年度、制定にご協力いただいた本計画ですが、平成24年5月25日(金)生活環境委員協議会において議員への説明を行いました。ありがとうございました。

② 市内事業者の動向について

(委員) 平成24年4月より、精神障害者の方を対象とした「一体型指定共同生活介護事業所あいきらきら」として運営しています。一体型指定共同生活介護事業所とは、グループホームとケアホームを一体化した施設です。

これまでは、精神障害者を対象とした社会復帰施設「福祉ホームB型きらきら」と「生活訓練施設あい」として運営してきましたが、障害者自立支援法により、平成24年3月を期限として体系移行を余儀なくされました。ケアホーム・グループホームに移行すると職員の人員の人員体制が十分とは言えず、精神障害者の方は極めて不安定で、見守りや観察が不可欠であることを考えると移行に踏み切れない状況がありました。施設がケアホームに移行すると障害程度区分の数値が低い方が入居できなくなり、居場所を失うことや、グループホームに移行すると人員体制が不十分で見守りに問題があることなど、自立支援法に基づく施設への移行は利用者にとって厳しいものでした。

しかし、いずれかの施設に移行せざるを得ず、入居者の障害レベルに対応できる一体型指定共同生活介護事業所として運営することになりました。利用者定員は共同生活介護25名、共同生活援助8名となっております。また、管理者・サービス管理者・世話人・生活支援員の8人体制で運営しています。

(事務局) 精神障害者の、グループホーム・ケアホームが大竹市に4月以降できました。

別の報告があります。大竹市には児童に関するサービス事業所がなかったのですが、今年度に入って「スマイルのお家」が営業に大竹市に来ました。その事業所が、発達障害者部会の方

と繋がり、利用者の見込みがたち、大竹市で営業展開しました。

7月1日付けで県の指定を受け、白石に事業所を開設しています。対象者は小学生と中学生で定員は、10名で送迎あります。開業間もないため情報は不十分ですが、報告します。

また、大人の事業所につきまして、①廿日市市宮浜温泉あたりで定員20名のグルーホームを建設したいという営業にきた法人があります。まだ、情報がはいりましたので、報告します。

②事業展開をしたいと、大竹市にリサーチにこられている事業所があります。市内の事業所の動向については以上です。

③ あいサポート運動について

(事務局) 「障害を知り、共に生きる」の冊子は、数の都合上、研修に参加いただいた委員には、配布していませんのでご了承ください。

「あいサポート運動」のリーフレットをご覧ください。

この冊子の中には、各障害についてその特性がかいてあります。この冊子を元に研修を行いました。研修受講者に「あいサポートバッジ」を渡しています。技術を習得していなくても、日常生活において、障害がある方が困っている時に、ちょっとした手助けをしてくださいというお願いで研修を行いました。結果123名の参加を得て終了いたしました。

チラシは、研修を受講していただければ、あいサポーターになれますので、申込用紙としてお渡ししています。

この運動は広島県が主催で取り組み、実施は広島県社会福祉士会がおこなっています。ぜひ、各団体にこのチラシを持って帰っていただき、あいサポート運動を広げて頂きますようよろしくおねがいします。以上で市内事業者の動向についてとあいサポート運動について報告を終わらせていただきます。

(委員長) それでは次第2中の(1)大竹市障害福祉に関する報告がありました。何かご質疑がありますでしょうか。

(委員) 今、事業所で市内に児童に関する事業所ができたとおっしゃいましたが、どのような障害でもよいのですか。

(事務局) 事業体系は、放課後等デイサービスで、障害種別は、3障害と発達障害を含みます。対象は、小学生・中学生です。

(委員) 申し込む方法及び施設名は？

(事務局) 申込は今までと同じように受給者証が必要となります。福祉課に、申請していただき、受給者証交付後、事業者と契約していただく流れになります。施設名は、「スマイルのお家大竹」です。広島市・廿日市市に事業所がある団体です。

- (委員) 具体的には何をしてもらえそうなのですか？
- (事務局) 基本的な生活リズムを身につけると伺っています。将来的には、音楽・リトミック・感覚統合的な支援など行うように幅を広げていきたいと伺っています。
- (委員) サービス事業所によって内容に随分違いがあるとおもいますが、放課後の預かりという事業所の多くが、ビデオをみせているなど、ただの預かりという感じがしています。預かるだけなら、小学校三年生までは、学童保育の方が質がよいとおもいますが、1・2時間預かってもらえる中で、意味があることをしているのか確認されていますか。
- (事務局) 「スマイルのお家大竹」は小学校以上なので、宿題の項目がありました。学習支援がメインになると思われます。療育よりは学習支援がメインの事業所と想定されます。最終的には療育分野にも力を入れていきたいと伺っています。
- (委員) 学習支援は、LD 学習障害等があるまたは、集中力が続かない場合に対応ができるかが大事になってきます。学習中心なら、親の負担はかかりますが、塾でよいと思います。市の予算を使うので、効果的なものであってほしいと思います。
- (事務局) 開所したばかりで現時点では何も確認できていません。おつて事業所に確認に行きたいと考えています。
- (委員) すでに、10名通っているのですか。
- (事務局) 確認できていません。5・6名が問い合わせしていると聞いています。
- (委員) 現時点では問い合わせがあるということですね。
- (事務局) はい。
- (委員) 一般的には利用日によってたぶん違いがあると思います。月曜日利用したいとか水曜日に利用したいなど毎日いきたいなど。
- どのような経緯で大竹に事業展開されたのか。
- (事務局) 事業者が賃貸物件を探し、県に指定の届け提出したあとに市に報告をすると来られました。
- (委員) 白石も広いですから、場所はどこですか？
- (事務局) 住所は白石2丁目3-19号です。マル九の元町店の裏です。
- (委員長) 教育委員会には連絡はあったのですか？
- (委員) この情報については、教育委員会では掴んでいません。廿日市市では営業しているのでしょうか？
- (事務局) 廿日市市で2事業所・広島市で3事業所です。
- (委員) 「すまいるのお家大竹」の会社名は？
- (事務局) 「有限会社スマイル」です。

- (委員) デイサービスでいったらどうなるのですか？
- (事務局) 放課後等デイサービスで、平日は、学校が終わってから5時半の運用で、長期休みの場合は1時半から5時半までとなっています。
- (委員) 4年生以降に使えるのが、大きいです。発達障害の場合、医師の診断書が必要ですか。
- (事務局) 障害者手帳所持であれば診断書は不要です。障害者手帳未所持の場合、医師の診断書か巡回児童相談の判定を受けていただき、「療育が必要である意見」を頂ければ受給できます。
- (委員) 「スマイルのお家大竹」の職員体制はわかっていますか？
- (事務局) 指導員3人・管理者が1名・児童発達管理責任者1名の計5名が常時ではないかもしれませんが、配置されています。
- (委員) 10名で採算があうのでしょうか？利用した時の子どもの経費はいくら必要ですか？
- (委員) 一人当たり一日5,6千円位ではないでしょうか？
- (事務局) 4月から障害児のサービスは児童福祉法に移行しました。昨年までは委員が言われたとおり6千円前後、未満児はそれよりも単価が高めでした。
- (委員) 単価としては、まあまあだと思います。
- (委員長) わかりました。よろしいでしょうか？何かご質疑は？
- (委員) 「あいきらきら」についてお聞きしたいのですが、これは、以前からあったものを事業展開したのですか？また、今までと同様の利用者が、継続して入居されておられるのですか？25名と8名と話がありましたが、施設は全てうまっているのですか？
- (委員) いいえ。施設は全てうまっていません。現在21名が入居しています。
- (委員) 形態が一体型指定共同生活介護事業所にかわりましたが、今まで通りの運用ですか？精神障害者の方の需要はありますか？
- (委員) あります。病院の関係や以前の「福祉ホームB型きらきら」と「生活訓練施設あい」を利用していた方が入居されています。施設はすべて住居です。
- (委員) そちらの施設で日中の作業や就労できるものはありますか？また、就労されている方はいますか？
- (委員) 施設は、居住の場なので作業をするところではありませんが、「あいきらきら」から通勤や医療のデイナイトケアを利用している方がいます。
- (委員) どれくらいの区分の方が入居できるのですか？

(事務局) ケアホーム対象は区分2以上、グループホーム対象は区分1以下ですが、一体型なので区分に影響をあまり受けずにはいれません。

(委員) ある法人は、グループホーム入居当初に、初期費用として300万円必要だった。という話を聞きました。そちらの初期費用について教えてください

(委員) 初期費用はいただいております。月々の家賃・光熱水費を頂いております。それでも利用者の皆さんの負担はかなりあると思います。

(委員長) 質疑がないようですので、次第2の(2)相談支援事業に関する報告をお願いします。

(事務局) 4-1・4-2をご覧ください。

4-1については平成23年度の相談実績、4-2については平成24年度4月5月の相談実績になっています。

昨年度までは、相談支援事業所単位で報告を行っていましたが、データを取りまとめるよう改善したので、今年度より、各事業所の集計を提出します。相談件数は、述べ件数、実人数は、匿名等で受けた場合は別ですが、氏名・生年月日等で集計が可能のため、重なることなく集計を行っています。

相談傾向は、各窓口では、事業所の特性により異なります。昨年度はサービス利用に関する相談・日常生活に関する相談・家族や対人関係の相談・医療や経済・就労支援に関する相談などがありました。すべての相談に共通するのは、問題解決への支援を行っていく中で利用者の新たな課題が次々と出てくることです。しかし、支援の中心となるのは利用者の不安解消部分が大半を占めています。全ての障害の方が不安を持ちながら生活しています。ひとつの相談を機会に、相談できる人や相談支援を行う事業所があることを知り、障害があっても安心して生活ができることを障害者や家族に知って貰うことができると考えています。

(資料2)大竹市地域自立支援協議会によるネットワーク支援システムの障害関係連絡会にある各部会の報告をします。現在、4つの部会が成立し活動しております。

(1) 身体障害者部会

障害者の触れ合いを通じて各障害者団体の会員を増やす目的で、7月15日(日)に「ふれあいスポーツ大会」を開催しました。ふれあいチャンネルでも今週放映されました。また、来週にこのスポーツ大会の反省会を行います。

(2) 就労部会（資料5）

昨年度精神障害者のためのジョブガイダンスを開催し好評でした。今年度は、広島西圏域就労支援ネットワークとの関係を整理し、連携を考えています。

(3) 発達障害部会

「発達障害を考える会ハートとハート」の団体を支援する形で発足しました。発達障害をより多くの人に理解してもらうため、広島西特別支援学校が8月29日（水）に行う講演会「発達障害の困り感と、そのサポート」の後援をします。

「スマイルのお家」も部会との交流によりニーズ把握ができ、事業展開が早く行われた経緯があります。

(4) 作業所を考える部会

知的・精神部会から今の部会として成立しました。通称「のぞみの会」です。「望さんの相談」という4コマ漫画を部会員の家族が書きました。この部会の思いがわかりやすく説明されています。

大竹市に指定日中系事業所がないこと、近隣市の事業所が定員いっぱい、今後学校を卒業する児童の通所先がないことを改善できればと話し合っています。各事業所の保護者会や在校生の保護者の集まりで、知識もレベルも様々なため、情報の共有化を行っています。その成果として、各事業所の保護者会において、制度理解が未熟だということで自主的に学習会を開催されました。

障害関係連絡会の課題は、障害当事者参加により、当事者支援が重視となり、事業者の参加が抑制されていることです。事業者は、制度や利用者の特性に対応できる勉強等を期待していると伺っており、事業者育成部会ができればと考えています。委員におかれましては、各事業所へご連絡いただき、賛同いただけるようでしたら、各事業者から事務局まで相談していただくようご指示ください。よろしく申し上げます。

(委員長) それでは、次第2の(2)相談支援事業に関する報告がありました。何か質疑・ご意見がありますでしょうか。

(委員) 相談件数の報告の中でメールが意外と少ないです。メールも便利になっていますが、まだ使いにくい、すぐに対応してほしいために電話や来館が多いとも考えますが、もう少し活用されてもよいではないですか。

(事務局) メールは、主に聴覚障害者用と説明しています。そのため、

全体的に利用が少ないと思います。

(事務局) 利用者宅を訪問するヘルパー・介護支援専門員からの相談が多いです。しかし、聴覚障害者や精神障害者の方からの相談メールもあります。

(委員) 就労支援部会の今後の動きで、広島西圏域就労支援ネットワークの活動の中で障害者雇用をする事業所の掘り起こしはやっているのですか？

(事務局) 雇用制度ではないが、大竹市に障害理解のある事業所が三カ所あります。そこでは、労働者の障害を告知して対応しています。

(委員) 事業所に障害者の方が各地区から集まってそれを調整してから面談されるのですか？

(事務局) 就労希望の人の居住地にある事業所にお願いしています。障害者を受け入れてくれる事業所を中心に働きかけを行います。仕事の継続は、難しいので、様々な問題が起こります。その都度、事業所や本人に寄り添った対応を行います。最近、就職してからの方の支援・関わりが増えてきます。

(委員) 大竹市地域自立支援協議会と連携を図りたいとなっているが細かなところまで連携ができるのですか？広島西圏域となっているので、範囲が広く大きいと思います。

(事務局) 今まで広島西圏域で活動をしていなかったのですが、就労支援センターもみじが大竹と廿日市の両方に関わっており、共通課題があるため、西圏域を作られたのだとおもいます。

(委員) 今後の活動に関わってくるのでしょうか。作られたばかりなので、どんな事業を行うかは今後のことだと思います。この広島西圏域就労支援ネットワークが続いて行けばと思います。県も具体的にやっていると聞いていますが、県が今後も委託費を出すかどうかは未知数だと思います。ありがとうございます。

(委員長) 他に質疑はございませんか？

(委員) 56：1という数字があるとおもうのですが？今後制度が変わるのですか？

(委員) それは雇用率とおもいますが、現在1.8%で来年度から2%に繰り上がります。50人に1人の採用となります。

(委員) その対象者は知的障害・身体障害で、発達障害・精神障害は入っていないのですか？

(委員) 手帳所持者は該当しています。

(委員) 発達障害も今は精神保健福祉手帳が交付されていますが、手帳があれば該当するのですか？

(委員) 手帳があれば大丈夫です。精神障害は、今までみなし雇用で

したが、来年度から該当します。来年の6月の調査で制度の改正が活かされます。

(委員) 障害者を雇用しない事業所にペナルティがあるのですか？

(委員) あります。お金の話になりますが、一定人数以上に達していない場合、一人に対して月5万円の制裁金が課せられています。

(委員) 逆に障害者を雇用している事業所を公表することはないのですか？障害者雇用促進を図っていくために、積極的に障害者に優しい会社を公表することはないのですか。

(事務局) 大竹市の会社に障害者が入社し始めて10年になるが、ほとんど退職者がいない。特に戦力アップしたわけではないが、売上がのびている。社長さんは、障害者雇用したから売上がアップしたととらえている。

(委員) 障害者雇用がオープンにしてもらえると良いと思います。能率的に、スムーズに働けるひとはよいのですが、休みが多く実際には就業できていない人が作業所とも連携をとり、一定期間作業所においてトレーニングを積み、再度、就労できる可能性があったらと思います。終身雇用のため、そのようにすることがなかなか難しい。そのため、できる人が無理をしてがんばっていると聞きます。

(事務局) 精神の方は比較的に入社できる。障害をオープン（告知）して入社する場合もあるが、続かない。退職後は、作業所で少しシフトダウンして、再就職しています。しかし、病気をクローズして入社した人が7年間つづいているケースもあります。

最近ハローワークが協力してくださり、障害者登録時に本人が、障害のことを告知しないで就職したい希望があれば、臨機応変に対応し、良い結果が出ている。継続が課題です。

(委員) 事業所の扉は、意外に開き戸が多い。身体障害者を受け入れる場合、開き戸では難しいですよね？また、扉をスライド式にするなどの事業所改修工事の費用はどのくらいですか？

体験就労ができる場があってもほしいが、それでも受け入れるにあたっては、設備等改修工事が必要でしょう。

(委員) 以前は助成金をだしている協会があった。はっきりとは言えないが、今も何らかの助成金制度はあると思う。

(委員長) 大切なことだと思います。

(委員) ジョブコーチ的な制度の仕組みはあるのですか？

(事務局) ジョブコーチ制度は、実際2名の方が利用している。想定時間があり、それが終了しても、数カ月おきに訪問し、必要な時に利用できるなど非常に良い制度であると思っています。

(委員) 実際に働きたい方は沢山おられると思うので、利用できれば

と思います。正規雇用につながりやすいと思います。

(事務局) 面接が苦手な方が多いため、オープンの場合、面接に付き添っています。受け入れ側も本人の調子が悪い時、困った時に間に入って相談できるのでよいと思います。

4月から指定特定相談事業所を開設された委員より現在の状況報告をお願いします。

(委員) 4月から指定特定相談事業所を開設しました。福祉課を通し相談が来ています。相談を受けてヘルパー訪問に繋がっています。居宅サービス利用者は、精神障害が2件、身体障害が1件、知的障害が1件、視覚障害1件、その中でプランを立てた件数は2件です。その他は、他事業所でプランを立て、居宅サービスの依頼を受けたものです。視覚障害の方は家族の体調が悪く、病院の付き添いができないため通院介助として同行しています。精神障害者の方は病院から退院後、自宅に戻って自分一人では何もできないため、調理・そうじなどの家事を一緒におこなっています。指定事業所としては、相談を受け、利用計画を立てて、サービスにつなげればよいとおもっています。

(委員長) ありがとうございます。何かご質疑はありますか？

(委員) 「ゆうあい」では11月1日をめどに指定特定相談事業所開設準備を進めておりますので情報提供します。

(委員長) 他にはございませんか

(委員) ヘルパー業務をしながら、利用計画を立てるというお話がありました。さまざまな対応しなければならないことについては、どうですか？

(委員) 精神障害者の方は1日に7・8回と電話をかけてくることがあります。関わりを持った以上、相談に乗ろうとおもっています。利用計画は、件数がすくないので出来ていますが、専従ではないので今後、増えると訪問をしながら、計画を立てることに不安があります。今後、「ゆうあい」との兼ね合いもあると思いますが・・・。

(委員) 指定特定相談事業はケアマネと兼務で担当させています。福祉課で勉強会をしてもらって助かっています。

(委員長) 業務が重複し、担当者が大変になっています。相談を受けたり、外に訪問にでたりで、過剰な業務をしなければならず大変だという思いがあります。

(委員) 指定特定相談事業ができたことによって、皆さんに、障害福祉サービス事業を知ってもらえ、よかったと思っています。今までは、高齢者の訪問が主だったが、障害者の家にも訪問ができることを知っていただき、親が高齢になり、自宅で障害のあ

る方を看ることが難しくなったケースでは、お礼の言葉を述べて頂くことがあった。これからも福祉サービスがどんどん使っていただけるように計画を立てていきたいと思います。

(委員長) それでは、次第2の(3)グループホーム・ケアホームについての協議に入ります。協議に入る前に配布資料について説明を事務局に求めます。

(事務局) 前回「ひかりの郷」に見学した報告を受けて、今後の大竹市のグループホームの設置について協議をいただきました。今日は、グループホーム・ケアホームの入所・居住系サービスの現状について、入所対象者の障害程度区分に応じた範囲、グループホームは障害程度区分1以下・ケアホームは2以上、施設入所は4以上ということや施設の運営などを踏まえ、委員の皆様にも共通認識をもっていただければと存じます。その他、大竹市の空き家バンク情報・大竹市の市有地分譲をつけています。

(委員長) 資料の説明がありました。質疑がありますか？障害程度区分について説明を事務局よりお願いします。

(事務局) 障害程度を表すために、身体障害手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳があります。それとは別に、サービスを利用するときに、介護保険の要介護度認定区分と同様に、介護を行うにあたって自立度を表すものです。区分1～6と非該当をあわせて7段あります。

(委員) 介護保険でいえば、要支援が対象になるのですね。

(事務局) ケアホーム・グループホームの居住サービスは区分の重い方は対象になりにくいと思います。自分のことは自分でできる方が対象の住まいの場となっています。

(委員) 共同生活を行うために自分で食事が作れ、掃除ができる方が対象の施設ですね。

このまえ見学したひかりの郷はどの施設に当たりますか？

(事務局) グループホームにあたります。

(委員長) 精神障害者のグループホーム、ケアホームは、「あいきらきら」があるので当分対応できますが、身体・知的障害者については「のぞみさんの希望」にあるように、グループホーム等だけでは事業経営が難しいから、作業所などと組み合わせた事業展開しなければ難しい。

現在、「さつき作業所」や「アイビー作業所」は、地域活動支援事業Ⅲ型ですが、就労継続支援A型やB型に将来はもっていかねばならないと思います。また、県などから補助金を沢山とるようにしないと難しいと思います。そのためには、組織が変革し、法人を独立させなければならないでしょう。今は

社協が管理運営し市の補助を受けていますが、国県の補助金の対象となるように方向性をもって対応する必要になってくると思います。法人化は平成25年11月が第1回目の期限で、それに向けてどのように取り組むのかということになってきます。

(委員) 「望さんの相談」は障害者のご家族が書かれたものですか？大変わかりやすいものだと感じました。作られた方はどなたですか？

障害をもっておられるご家族から福祉法人として頑張ってもらいたいと声をかけて頂いています。

(事務局) 作業所を考える部会員のご主人が書いたと聞いています。グループホームは単独で事業を運営すると赤字になるので、日中活動支援を強化しながら、就労支援移行や就労継続支援といった形で段階的事業展開を行い、そこで得られる収入でグループホームを運営した方がスムーズ運営できるのではないかと声があがっています。そのため、作業所部会で勉強会を開催しています。参加者の知識と意思との差があり、部会員が同じような思いをもってもらいたい。漫画の方がわかりやすい。ということで作成されました。これをもとにいろいろな保護者会が勉強されたという経緯があります。

(委員) 面白く、個性のある良い漫画だと思います。グループホームの取り組みについて、これからも話し合う必要があると思います。市の考えを整理していただきながらすすめていく必要があると思います。

大竹市としてはぜひとも後押しをしたいという対応は整っているのですか？

(事務局) 対応が整っている状況ではないですが、欲しいということがあれば、実現させたいという気持ちはあります。これからは当事者の意見と事業所側の意見を聞く段階に入ってくると思います。先ほど、補助金という話がありましたが、事業所側が出所してくるとどんな支援があったら進出する可能性が高くなるかという話になるかと思います。

(委員長) 地域のボランティアから協力を頂くことも必要だと思います。地域のボランティアの中には、市役所のOBもたくさんいます。退職したら、税金で食べさせてもらっているのだから、これからはボランティア活動で地域に恩返しをしたいと思っています。社会にどんどん進出してもらい、支えあっていくという社会意識を構築していくことが大切です。グループホームだけでは難しいと思います。地域で社会意識のサポートがあってこそ、可

能なことが多いと思います。

(委員) 私が知っているグループホームでは、ホームから自分たちの作業所に通う、あるいは、周りの会社に通勤しています。年金だけでは生活できないから、ある程度はお金をもらうようなシステムが必要です。死ぬまで生活するためには、グループホームにおいても不安があるようです。それでも大竹にはグループホームがないので、ぜひ作ってほしいと思います。重度の障害者も入れるような施設も考えてほしいと思います。

(委員) 作業所で障害者ができる手作業もなかなか見つけにくいし、熟練度など運営するのに相当苦労がいくことです。

(委員) 重度障害の方が利用できるサービスはなにがあるのでしょうか？たとえば、家事支援で炊事・洗たく・そうじなどの範囲はどこまで支援していただけるのでしょうか？ひかりの郷はどうだったのでしょうか？

(委員長) 視察ではどうでしたか？

(委員) その施設でつくるそうですが、開設間もないため、作っていませんでした。系列施設から運ばれているような感じでした。本当はみんなで作る方がいいと思います。

ひかりの郷は個室になっていて、自分の部屋は自分で管理する。洗濯が2台位置いてあって、順番に自分のことは自分でするといった自立を促しています。道具の使い方がわからなければ、わかるまで教えるというスタンスです。日中はなんからの交通手段で作業所まで移動する。一般の交通機関がなく不便だとは感じた。

(委員) 自立してほしいレベルの方が入所しているということですね。それを在宅支援（居宅サービス）で行った場合にどれくらいコストがかかるかという試算はしていますか？

(委員長) まだ、作っていないでしょう。

(委員) グループホームではなく、持家へご飯を届けてもらう、洗濯やそうじを手伝ってもらおうほうが、トータルコストが安いのではないかというイメージがあります。それで全ての人に対応できるわけではないが、市営住宅等に住めれば、比較的安い家賃で支援が受けられるなどの仕組み、それにプラスしてグループホームがあれば、活用の幅が広がると思います。グループホームを1件建てても入所者は10人程度で、大竹市の障害者は1000人くらいですからグループホームのみでは対応できません。

(委員長) 配食サービスの利用がこれから必要になってくると思います。今日の協議につきましては、障害福祉に関する報告を頂き、更

に支援事業に関する報告を頂きました。またグループホームについて様々な意見も頂きまして、意見交換いたしました。今後もこの会を続けていきたいと思えます。その他連絡事項に入ります。

(事務局) 「大竹市成年後見制度利用支援事業」について説明します。4月より成年後見制度が利用しやすいように要綱整理しました。支援内容は、「審判請求に関する支援」・「審判請求に要する費用に関する助成」・「後見等報酬に対する助成金の交付」です。成年後見制度が必要であるが、利用されていない方がおられましたら、民生委員・児童委員等を通じて情報提供等して頂ければ対応できます。委員に周知していただきたいので、資料を作成しています。

(委員長) 成年後見制度はこれからますます利用が増えてくると思えます。ご質疑があればお願いします。

(委員) 後見人制度はわかりました。世話人の養成・それからその要員はどれだけありますか？

(事務局) この制度は、家裁が判定をします。例えば、親族が自分で後見したいと家裁に申し立てをし、審判を受けて後見人になる場合と家裁が適任と審判した第三者後見人になる場合があります。第三者後見の主な依頼先は、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会です。

(委員) どういう人が手助けをしたいと思って登録していますか？

(事務局) 大竹市に登録する制度ではないので、人数等は把握していません。

(委員) 大竹市での登録でないのかもしれませんが、第三者後見先の司法書士会などで登録されている人の情報はありますか？

(事務局) 本日はその資料を持ち合わせていません。

(委員) 十分なニーズ登録があるということですね。

(事務局) 紹介した制度は、後見人の報酬が求めにくいので、仕事として成立しないことを改善するため、確実に後見人等に報酬が入るようにしてほしいという要請を受けて制度化したものです。

(委員) どうしても、近くの人が行って世話してあげないといけない、大竹市の成年後見人の要員がどれだけいるのですか？

(委員長) 成年後見人に対する十分なPRが足りないので、申し出が少ないかもしれない。今後は成年後見制度がひとつの社会常識となっていくだろう。特に一人暮らし等の資産の管理はこの制度が必要です。

(事務局) 事前に成年後見をつける必要性をPRしています。制度が行政を通過しないので、要員の把握はしていません。対象者は、

精神障害者・知的障害者・高齢者がいます。全員が対象になるわけではなく、障害者手帳だけでは一概に該当・非該当が言えません。個別の審判になります。

(委員長) これから高齢者社会を迎え、認知症も増えると、その対応も必要なので、成年後見制度の利用が増大することでしょう。

(事務局) 高齢者で成年後見が必要である相談や審判を申立て人がいない相談は、高齢者の場合は、保健介護課が窓口、障害者の場合は福祉課障害福祉係が窓口になっています。

(委員) 市役所の職員が後見になってもらえるのですか？

(事務局) いいえ、後見人にはなれません。市が関与するのは審判の申し立てで、後見人を家裁に申し立てる方がいない時、代わりに市長が申し立て手続きをすることです。そして、後見申し立てに要する費用の助成と後見等報酬の助成が市としてできます。

(委員) この市長申し立てとその他成年後見制度利用支援事業については、いまからPRしていくのですか？

(事務局) はい、今年度から「障害のある方への福祉サービス」の冊子に制度の紹介を載せています。また、相談窓口でも紹介をしています。

(委員) 今年に入って市長申し立てはあったのですか？

(事務局) 高齢者は過去に数件ありました。障害者は、相談はありましたが、該当はありません。

(委員) 保健介護課で昨年、市長申し立てを受けましたし、過去にもありました。

話は変わりますが、新聞等で発達障害の記事を見かけるのですが、関係機関はもっとPRしてもらいたい。利用も平日のみではなく土・日も利用できるように配慮できたらよいと思います。また、相談場所を明確にしてほしいと思います。

(委員長) 次期開催予定について事務局から説明をお願いします。

(委員) 2回位では、何も進まないのではないのでしょうか？

(委員長) 委員の意思統一をしたほうがよいと思うので、3回くらいの会議を進めるようにしたら良いと思います。事務局内で相談してください。

(事務局) ありがとうございます。

(委員長) それでは、今年度、第1回の自立支援協議会を終了します。委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。